

茨城県では、令和8年度末の供用開始を目指し、**安心・安全な新しい産業廃棄物最終処分場**の整備を進めています

管理棟・展開検査場

廃棄物を埋立前に確認し、適切に廃棄物の受入検査を行う施設です

展開検査場

計量棟

管理棟

環境学習施設

洗車場

防災調整池

浸出水処理施設

新設道路

県道37号

埋立地

埋立地

最終処分する廃棄物を埋め立てる場所です

防災調整池

埋立地周辺に降った雨水（廃棄物に触れていない雨水）を溜めて、適切に鮎川へ放流する施設です

浸出水処理施設

廃棄物に触れた雨水（浸出水）をきれいにして、日立市の公共下水道へ安全に放流する施設です

施設の概要

- 事業主体：（一財）茨城県環境保全事業団
- 整備地：日立市諏訪町地内
（日立セメント大平田鉱山跡地）
- 施設の種類：管理型最終処分場
- 埋立面積：約9.3ha
- 埋立容量：約240万 m^3
- 埋立期間：20～23年程度
- 浸出水処理施設の処理能力：400 m^3 /日
- 供用開始：令和8年度末予定

受入廃棄物

○産業廃棄物

燃え殻、汚泥（無機性のものに限る）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石こうボードを含む）、鉱さい、がれき類（建設系混合物を含む）、ばいじん

○一般廃棄物

地方公共団体の焼却施設から出た焼却灰等（焼却灰、ばいじん、熔融スラグ）、不燃残さ、災害廃棄物

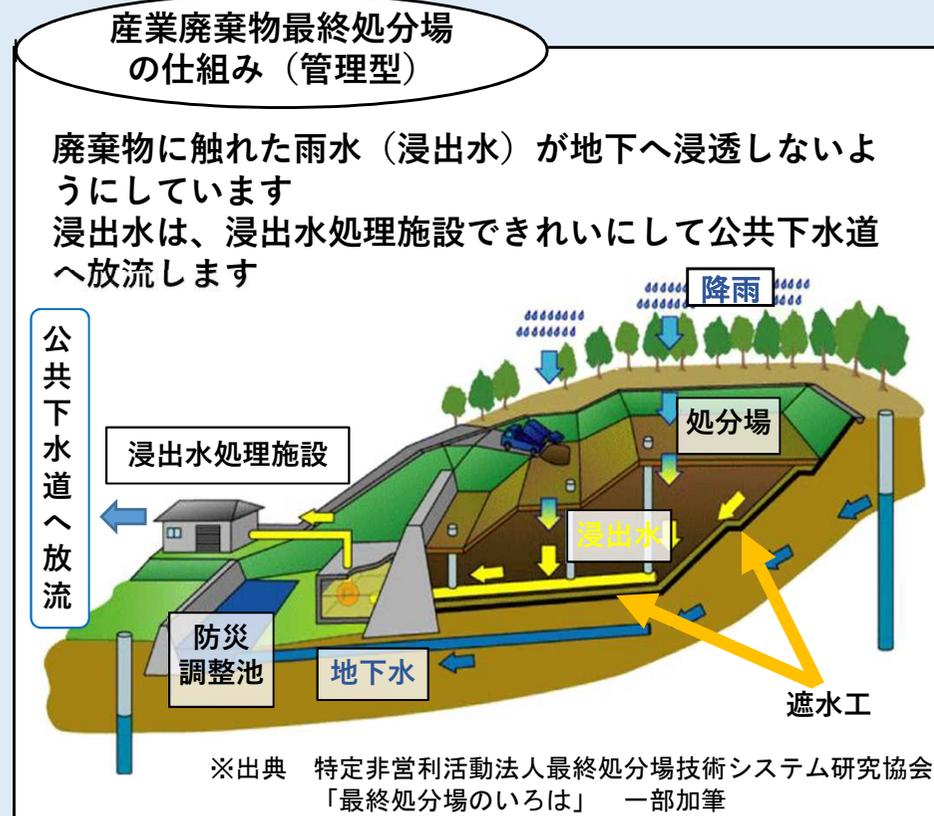
産業廃棄物最終処分場ってなに？

- 茨城県内の約96%の産業廃棄物はリサイクルや減量化されていますが、約4%のリサイクルできない廃棄物は最終処分（埋立処分）されています（茨城県産業廃棄物実態調査（平成30年度版））
- 最終処分される産業廃棄物を安全に埋め立てる施設が産業廃棄物最終処分場です



< 産業廃棄物最終処分場で処分される廃棄物の種類（一部） >

物を燃やした時に発生するススなど	物を燃やした後に残る灰や燃え残り	上水道の浄化施設などから発生する汚泥	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、廃石こうボードなど



産業廃棄物処分場は何で必要なの？

- 廃棄物の減量化やリサイクルを進めていますが、どうしてもリサイクルできない廃棄物は最終処分（埋立処分）する必要があります
- 産業廃棄物最終処分場がないと廃棄物は行き場をなくしてしまうため、県土の保全のためにも必要な施設です
- 県関与の産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」の埋立進捗が進んでいることから、後継施設となる新しい処分場が必要です

新産業廃棄物最終処分場における工事の状況について

5月から処分場の工事に着手し、現在、処分場を造るために土地を整備しています

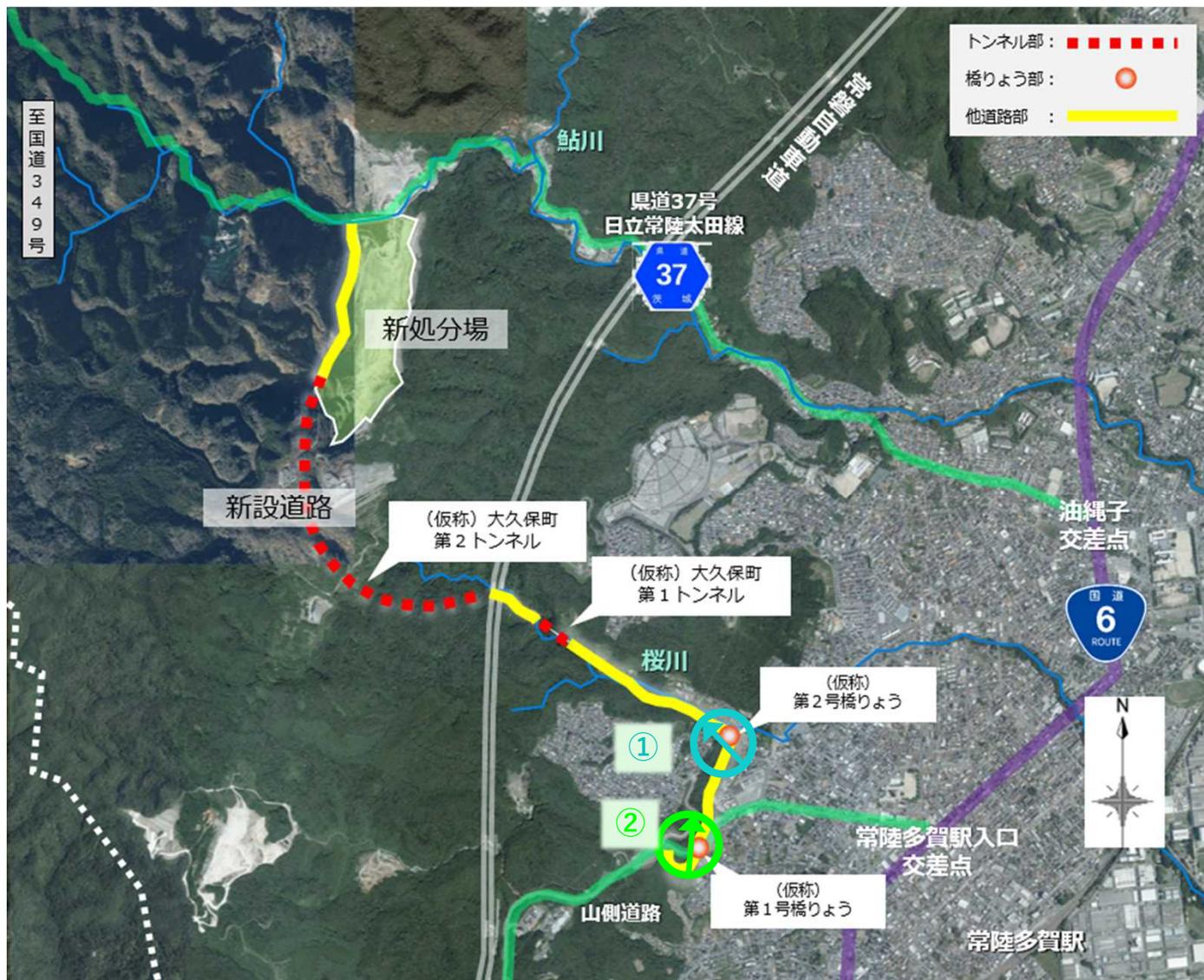


処分場整備地の全体写真 (R6.8月撮影)



新設道路の工事の状況について

県では、新処分場への搬入ルートとなる新しい県道（延長約4 km）の整備を進めています



新産業廃棄物最終処分場及び新設道路の位置図

①新設道路の工事進入路工事



R6. 8月撮影

②新設道路の工事



※黄色の線は新設道路の線形

R6. 9月撮影